

東京都市計画道路の変更について
(東京都知事決定)

56 都市施設第65号の2
昭和56年10月16日

東京都市計画地方審議会会長 殿

東京都知事

鈴木 俊一

東京都市計画道路の変更について
(付 綴)

このことについて、都市計画法第22条第2項の規定において準用する

同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議する。

東京都市計画道路の変更

都市計画道路中、補助線道路第54号線を次のように変更する。

種別	名称		位置		
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地
	補54	補助線道路 第54号線	茨谷区 菅ヶ谷二丁目	世田谷区 上祖師谷五丁目	世田谷区 代田六丁目

「位置、区画及び構造は計画図表示のとおり」

理由

土地区画整理事業との整合を図るため、線形を変更する。

新旧対照

世田谷区船橋六丁目地内延長約360mの区間について、線形を変更する。

(東京都知事決定)

区域 延長	構造形式		構造 幅員	構造 地表面式	構造 備考
	構造形式	幅員			
約 8,950 ^m		15 ^m	地表式	小田急小田原線と立体交差 京王帝都線の頭線と立体交差 東急世田谷線と平面交差 補助線道路第210号線と立体交差 幹線道路環状第7号線と立体交差 幹線道路環状第8号線と立体交差 幹線道路と平面交差8箇所	